

白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第9号

白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年白川町規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第11条 任命権者は、会計年度任用職員に<u>条例第9条に規定する祝日法</u>による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(年次休暇)</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条_____の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第11条 任命権者は、会計年度任用職員に_____祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(年次休暇)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 (略)</p> <p>2 年次休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は<u>15分</u>を単位とすることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第3中(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)</p> <p>第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との<u>権衡</u>及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。</p> <p>別表第3(第14条関係)</p> <p>有給特別休暇事由別付与期間表</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第4(第14条関係)</p> <p>無給特別休暇事由別付与期間表</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 年次休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間_____を単位とすることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第4中(4)及び(5)_____の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)</p> <p>第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇_については、常勤の職員との<u>均衡</u>及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。</p> <p>別表第3(第14条関係)</p> <p>有給特別休暇事由別付与期間表</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第4(第14条関係)</p> <p>無給特別休暇事由別付与期間表</p> <p>【別記2 参照】</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正後

事由	期間
(14) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき（前3号に掲げる場合を除く。）。	1の年度において別表第6に定める日数を限度として必要と認められる期間
(15) <u>生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。</u>	<u>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することがで</u>

	<p>きない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへ参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(17) 要介護者(条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護その他の町長の定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>は疾病又は通勤（<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次号において同じ。</u>）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>(4) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。</p>	<p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>

改正前

事由	期間
<p>(1) <u>生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。</u></p>	<p><u>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託する</u></p>

	<p>ことができないう者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへ参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(3) 要介護者(条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護その他の町長の定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(4) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないこと</p>	<p>必要と認められる期間</p>

がやむを得ないと認められるとき。	
(5) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(6) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病 のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(7) 会計年度任用職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間